

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ） (06-6208-9637)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	マンション敷地売却事業におけるマンション敷地売却組合のした処分の取消し、変更又は停止等の命令
概要	マンションの建替え等の円滑化に関する法律は、複数の区分所有者が存在するマンションにおいてマンション敷地売却を円滑に進めるため、具体的なマンション敷地売却の主体や事業方法等について規定したものです。 この法律に基づき、市長は、マンション敷地売却事業について、その事業または会計がこの法律もしくはこれに基づく行政庁の処分、定款、資金計画若しくは分配金取得計画に違反していると認めるときは、マンション敷地売却組合に対し、その違反を是正するために必要な限度において、マンション敷地売却組合のした処分の取消し・変更又は停止その他必要な措置を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第161条第3項
処分基準	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 （組合に対する監督） 第百六十一条 （第1項～第2項 省略） 3 都道府県知事等は、前二項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、資金計画若しくは分配金取得計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更又は停止その他必要な措置を命ずることができる。 （第4項～第7項 省略）
ホームページ	
備考	